

# 20代のマナー術 ⑥

20歳になれば、公的年金制度に加入しなければならぬ。会社員なら厚生年金に加入し、保険料は給料から天引きになる。

学生や自営業者は国民年金。フリーターも、厚生年金に加入していないなら国民年金だ。保険料は月1万5100円。自分で支払わなければならない。  
**社会保険労務士の東海林正昭**さんは「保険料を払わずに放置することは絶対に避けてほしい」と警告する。

公的年金制度に加入しておけば、病気やけがで障害者になった場合に障害年金が受け取れる。「しかし、何の手続きもせずに保険料を滞納したままだ

## 年金保険料 所得により「免除」

と、障害年金がもらえない恐れがあります」と東海林さん。

それでも保険料を払えない場合は、免除制度を利用しよう。

加入者の世帯の前年の所得などにより、保険料を4段階に分けて免除する制度(表)。

例えば、単身世帯で所得が57万円以下なら全額免除となる。

この制度による保険料の免除期間中に障害者になっても、原則、障害年金が受け取れる。

また、免除期間も年金加入期間に算入される。滞納してしまつと、滞納期間は算入されない。この差は大きい。

年金加入期間が原則25年以上あるかどうか、老後に老齢年金を受け取れるかどうかの分かれ目だから

さらに、全額免除で保険料を払っていない期間についても、

老齢基礎年金の半額を受け取れる。免除額が少ない人ほど、老後の年金額は多くなる。

なお、この制度の利用者は、10年以内なら免除された額を追納することができると

ただ、免除制度には問題もある。制度が利用できるかどうかは世帯全体の所得で決まるため、所得のある親と同居している

と、本人の所得が低くても利用できる。20代や学生なら、保険料の支払いを先延ばしできる制度がある。次回に詳しく紹介する。

国民年金保険料の免除制度

	免除となる所得の目安(万円)		
	単身	夫婦2人	家族4人*
全額免除	57	92	162
4分の3免除	93	142	230
半額免除	141	195	282
4分の1免除	189	247	335

\*夫婦と子ども2人の場合